

営繕工事現場における「快適トイレ」設置試行要領

1 趣旨

本要領は、営繕工事現場を男女ともに働きやすい環境に整えるため、現場で従事する誰もが快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の導入について、必要な事項を定めるものである。

2 対象工事

米子市が発注する全ての営繕工事を対象とする。

3 快適トイレの仕様

受注者は、現場に以下の1)～11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

12)～17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- 1) 洋式便器
- 2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- 3) 臭い逆流防止機能
- 4) 容易に開かない施錠機能
- 5) 照明設備
- 6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- 9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- 10) 鏡と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- 12) 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- 13) 擬音装置（機能含む）
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調節が可能な設備
- 17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

4 設置に要する手続き

- (1) 発注者は、「快適トイレ」対象工事であることを現場説明書に明示する。
- (2) 市内市場に、全現場数に相当するトイレが流通していないと想定されることから、当初は費用を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する方法とする。
- (3) 受注者は、快適トイレを設置する場合、様式-1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等資料を添付した工事打合せ簿により、発注者に協議する。
- (4) (3)の発注者への協議は、現場着工までに終えること。
- (5) 快適トイレとして活用するために【付属品として備えるもの】については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとしては扱わないこととする。
- (6) 上記3快適トイレの仕様1)～11)を満たすトイレを男女別で各1台設置することを標準とする。（女性が現場に従事しない場合は、この限りではない。）
- (7) 受注者が所有するトイレも、費用の計上の対象とする。

5 快適トイレの費用計上

- (1) 費用計上の対象とする1工事あたりの設置数の上限は、男女1基ずつとし合計2基までとする。また、ハウス型等の男女別トイレが一体型となっているもの（男女の入口が別々になっているものに限る。）については1基までとする。なお、「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、施工箇所ごとに計上できるものとする。
- (2) 対象費用は、快適トイレの賃借料のみとし、運搬費、設置費、撤去費、管理費は共通仮設費の率分に含まれるものとして費用の対象としない。
- (3) 計上する費用は、積算上の差額（実際にかかった費用から従来品相当金額の10,000円/基・月（従来品）を除いた額）とし、51,000円/基・月を上限額として共通仮設費に積上げ計上するものとする。また、ハウス型等の男女別トイレが一体型となっているもの（男女の入口が別々になっているものに限る。）については102,000円/基・月を上限額とすることができる。
- (4) 計上の対象とする期間は、快適トイレを設置した実績期間とし月単位で計上する。なお、1月未満の計上数は以下の算定式を用いて算出（少数第2位を切捨てし第1位まで）する。
(算定式) 設置日数 ÷ 30（1月当り日数）
- (5) 1工事あたりの設置数の上限を超えて設置する場合や、計上する費用の上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

<具体的な計上方法例>

- ①実際に導入した快適トイレ費用が70,000円/基・月の場合
→ 積算上の差額：60,000円 → 積算で計上する費用：51,000円/基・月
- ②実際に導入した快適トイレ費用が40,000円/基・月の場合
→ 積算上の差額：30,000円 → 積算で計上する費用：30,000円/基・月
- ③実際に導入した快適トイレ費用が男女一体型ハウス100,000円/基・月の場合
→ 積算上の差額：90,000円 → 積算で計上する費用：90,000円/基・月
- ④実際に導入した快適トイレ費用が男女別一体型ハウス200,000円/基・月の場合
→ 積算上の差額：190,000円 → 積算で計上する費用：102,000円/基・月

6 快適トイレ設置に係る配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の各号に配慮することとする。

1) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということがないように、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

7 その他

- (1) 本要領に基づき実施した内容については、工事成績評定の加点対象としない。
- (2) 工事現場に新たにトイレを設置する場合に適用する。(現場事務所等を間借りした建物とした際に既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合は適用しない)
- (3) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議したうえで対応するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月24日から適用する。

(参考) 快適トイレの標準仕様のイメージ (国土交通省資料抜粋)

